

＜シーケンス制御職種の受検資格等の取扱いに関するQ & A＞

問1 令和4年度以前に「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」1級・2級・3級に合格していますが、令和5年度後期の検定において「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」上位級の受検は可能でしょうか。

回答 上記のような場合は、基本的に「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」上位級の受検は不可能です。例えば、令和5年度後期の検定で「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」2級を受検するためには、令和5年度前期の検定で「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」3級を受検・合格していただく必要があります。

問2 令和4年度以前に「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」に合格した者について、「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の同位級の受検に関する免除資格はどのように取り扱われるのでしょうか。

※以下、技能検定合格を「合格」、実技のみ合格又は学科のみ合格を「片側合格」と呼称

回答 合格者・片側合格者ともに、「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の片側合格とみなされます。（下表参照）

合格者については、令和5年度以降、実技試験又は学科試験のうち、任意のいずれか片方の試験の免除申請のうえ、残りの片方を受検することが可能となります。（両方免除は不可）【ケース①】

片側合格者については、合格済の試験は申請のうえ免除され、残りの片方を受検することとなります。【ケース②・③】

＜参考＞電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）合格者・片側合格者の取扱い

シーケンス制御職種・シーケンス制御作業

	実技試験	学科試験	受検の取扱い	備考
ケース①	旧職種で合格済	旧職種で合格済	実技・学科のうちいずれかを受検	・新職種の技能及び知識をある程度有していると認められるため
ケース②	旧職種で合格済	—	学科試験のみを受検	
ケース③	—	旧職種で合格済	実技試験のみを受検	